

## 新見市スポーツ活動推進事業助成実施要綱

(趣旨)

第1条 非営利のスポーツ団体が競技水準の向上を図ることを目的として実施する事業に対して助成することにより、競技者及び競技団体の組織的・継続的な育成と競技力の向上を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、非営利のスポーツ団体が行う次に掲げる事業とする。

(1) 競技用備品の購入及び修繕

(2) スポーツの普及や競技技術向上のための実技教室若しくは競技会又はスポーツに関する講演会等を開催する事業

(3) その他教育委員会が特に必要と認める事業

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、別表に定める非営利のスポーツ団体とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、別表に定めるとおりとし、助成対象経費が3万円以上のものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に別表に定める助成割合を乗じて得た額とし、上限額を10万円とする。

2 助成金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に係る書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 申請については、第2条第1号から第5号までの事業において、同一年度内1回までとし、また、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度は申請をすることができない。

(助成金の交付決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは内容を精査し、助成金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(変更承認申請)

第8条 助成金の交付決定を受けた者が助成事業の内容その他申請に係る事項の変更又は事業の中止若しくは廃止をする場合は、助成金交付決定変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 助成事業が完了したときは、助成金実績報告書(様式第4号)に係る書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 教育委員会は、前条の助成金実績報告書の提出があったときは内容を精査し、

助成金を交付するものとする。

(返還命令)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 申請書の記載事項に虚偽又は不正があったとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第3条－第5条関係）

助成対象者	助成対象経費	助成割合
1 新見市体育協会 2 1への加盟団体若しくは加盟団体関係組織 3 上記以外でスポーツ振興を主たる目的とし、規約を有する団体	備品購入費、修繕費、諸謝金、旅費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、その他事業の実施に直接必要な経費（ただし、備品購入費については単価が2万円以上のものに限る。）	1 / 2 以内

様式第1号（第6条関係）

新見市スポーツ活動推進事業助成金交付申請書

年 月 日

新見市教育委員会  
教育長

様

申請者 住所（所在地）  
及び代表者氏名  
氏名又は団体名



新見市スポーツ活動推進事業助成実施要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

助成年度	年度
助成事業の目的及び内容	
助成事業等の効果	
助成事業等の経費所要額	円
助成金額	円
助成事業等の着手年月日	着手 年 月 日
及び完了予定年月日(予定)	完了 年 月 日
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他
※担当課所見	

様式第 2 号（第 7 条関係）

新見市スポーツ活動推進事業助成金交付決定通知書

新見市指令教生第 号

申請者 住所（所在地）  
及び代表者氏名  
氏名又は団体名



年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、新見市スポーツ活動推進事業助成実施要綱第 7 条の規定により通知する。

年 月 日

新見市教育委員会  
教育長

助成年度 年度	
助成事業等の名称	
助成対象金額(率)	円（定額）
助成金額	円
交付条件	1 助成事業等の内容・経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、教育委員会の承認を受けること。 2 助成事業等を中止又は廃止するときは、教育委員会の承認を受けること。 3 助成事業等が予定の期間内に完了しないとき又は、遂行が困難となったときは、速やかに教育委員会に報告して、その指示を受けること。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合はこの通知書受領の日から 20 日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

新見市スポーツ活動推進事業助成金  
交付決定変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

新見市教育委員会  
教育長

様

申請者 住所（所在地）  
及び代表者氏名  
氏名又は団体名

㊟

年 月 日付けで交付決定通知のあった新見市スポーツ活動推進事業助成金による事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、新見市スポーツ活動推進事業助成実施要綱第 8 条の規定により、その承認を申請します。

1 変更する事業の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 その他参考事項

助成事業等実績報告書

平成 年 月 日

新見市教育委員会  
教育長 様

住所（所在地）  
及び代表者氏名  
氏名又は団体名



新見市スポーツ活動推進事業助成実施要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	新見市指令新教生第 号
助成年度	年度		
助成事業等の名称			
助成事業等の 施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
助成金等の交付決定通知額	円		
助成金等の既交付額	円		
助成事業等の経費精算額	円		
助成事業等の経過及び内容			
添付書類 1 収支決算書 2 写真(実施状況がわかるもの) 3 その他	※報告事項審査結果（担当課）		

注 ※印の欄は記入しないこと。